

クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会 設置要領

1. 趣旨

クビアカツヤカミキリは、ウメやモモ等の果樹を加害し枯死させる東アジア原産の害虫であり、繁殖力が高いことや若齢幼虫のフラスの排出が少なく早期発見が困難であること等の理由から防除が困難となっている。

我が国では果樹等園地の他にも街路樹や公園等の寄主植物でも発生・増殖するため、地域全体で本虫への対策を講じる必要がある。

また、関東及び近畿圏を中心に 14 都府県まで本虫の分布が広域化し、1 つの発生都府県のみでの対応では侵入防止や分布拡大の抑制が困難な状況となっている。

このため、本虫の生態、知見、防除技術及び防除の優良事例等を有識者、関係省庁及び都道府県で共有・検討するための広域かつ包括的な検討体制を構築する。

2. 検討事項

- (1) 地域ブロックで行う防除について
- (2) 果樹産地等の各地域で行う防除について
- (3) 実証計画の評価・検証及び他実証計画との調整・連携について
- (4) クビアカツヤカミキリの知見収集・技術開発について
- (5) 各省庁のクビアカツヤカミキリに対する取り組みの共有
- (6) その他クビアカツヤカミキリの防除に必要な事項

3. 検討会の組織

- (1) 検討会は、別紙 1 に掲げる構成員をもって構成する。
- (2) 検討会の他に、各地域内における実証の成果や本虫に関する情報共有を図るため別紙 2 に基づき地域分科会を設置する。

4. 運営

- (1) 検討会は、原則非公開とする。
- (2) 会議資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ホームページに公表することとする。
- (3) 検討会が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

5. その他

- (1) 検討会の運営は、消費・安全局植物防疫課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の了承を得て定める。

クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会 構成員名簿

構成員

① 有識者（五十音順、敬称略）

農研機構 植物防疫研究部門 上級研究員

上地 奈美 （博士・農学）

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所

加賀谷 悦子 （博士・農学）

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 主任研究員

砂村 栄力 （博士・農学）

農研機構 植物防疫研究部門 グループ長補佐

安居 拓恵 （博士・農学）

② 都道府県

栃木県、埼玉県、三重県、兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、徳島県

③ 関係機関

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

環境省 野生生物課 外来生物対策室

林野庁 研究指導課 森林保護対策室

クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会における地域分科会の設置について

1. 趣旨

クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会の下、実証府県が実施した実証の評価・検証及び地域ブロックで包括的に取り組む防除対策等について共有・検討することを目的とした、クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会における地域分科会を設置する。

2. 地域分科会の組織

(1) 地域分科会として、以下の分科会を設置する。

関東圏分科会

近畿圏分科会

(2) 関東圏分科会は関東農政局が開催し、近畿圏分科会は中国四国農政局の協力の下、近畿農政局が開催する。

(3) 地域分科会の構成員は、地方農政局、地方環境事務所、都道府県とし、必要に応じて地域分科会が必要と認める者を参集できる。

3. 運営

(1) 地域分科会は、原則非公開とする。

(2) 地域分科会で検討した事項については、クビアカツヤカミキリ防除対策等検討会に報告する。

(3) 会議資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ホームページに公表することができる。

(4) 地域分科会が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

4. その他

(1) 地域分科会の運営は、都道府県を管轄する地方農政局において行う。

(2) この要領に定めるもののほか、地域分科会の運営に関し必要な事項は、地域分科会の承認を得て定める。